

私立学校の経営状況について（概要）

I 大学・短期大学計（885校）

1. 平成 28 年度と比較すると、大学・短大全体では、入学定員（1.5%増）及び入学者（1.8%増）が微増し、入学定員充足率も微増（0.3ポイント増）している。

入学定員 53万7,000人（前年比8千人増）

入学者数 55万3,000人（前年比1万人増）

入学定員充足率 103.0%（前年度102.8%）

※ 日本私立学校振興・共済事業団調べ（平成 29 年度のデータ）

II 大学（581校）

1. 入学定員未充足の学校の割合は、前年度の 44.5%から 39.4%に減少した。また、入学定員の 80%以上を充足している大学の割合はここ数年 8割と横ばいである。地域別に見ると、大学では、都市部の入学定員充足率が 105.9%であるのに対し、その他の地域では 98.4%であり、都市部の充足率が高い傾向にある。

入学定員 47万8,000人（前年比1万2千人増）

入学者数 50万人（前年比1万1千人増）

入学定員充足率 104.6%（前年度104.4%）

2. 私立大学全体では基本金組入前当年度収支差額（平成 26 年度以前は帰属収支差額）はプラスであるものの、平成 18 年度以降、事業活動収支差額比率（平成 26 年度以前は帰属収支差額比率）は 10%を割り込んでいる。

基本金組入前当年度収支差額（平成 26 年度以前は帰属収支差額）がマイナスの大学が全体の 40.8%（対前年比 3.8ポイント増加）。

※ 事業活動収支差額比率（帰属収支差額比率）とは、学校法人の負債とならない収入である事業活動収入（帰属収入）から事業活動支出（消費支出）を差し引いた差額（基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額））が収入全体の何%に当たるかを見る比率である。

※ 日本私立学校振興・共済事業団調べ（1. は平成 29 年度、2. は 27 年度のデータ）

Ⅲ 短期大学 (304 校)

1. 入学定員未充足の学校の割合は、前年度の 66.9%から 67.1%に増加している。また、入学定員の 80%以上を充足している短期大学の割合はここ数年 7 割と横ばいである。

入学定員 5 万 9,000 人 (前年比 2.1 千人減)

入学者数 5 万 3,000 人 (前年比 1.8 千人減)

入学定員充足率 90.3% (前年度 90.1%)

2. 基本金組入前当年度収支差額 (平成 26 年度以前は帰属収支差額) がマイナスの短期大学が全体の 56.8% (対前年比 0.6 ポイント増加)

※ 日本私立学校振興・共済事業団調べ(1. は平成 29 年度、2. は 27 年度のデータ)

Ⅳ 高等学校 (1,283 校)

1. 入学定員未充足の学校の割合は、前年度の 70.0%から 70.8%に増加している。

入学定員 40 万 9,100 人 (前年比 2.2 千人減)

入学者数 34 万 6,300 人 (前年比 3.7 千人減)

入学定員充足率 84.6% (前年度 85.1%)

2. 帰属収支差額がマイナスの高等学校が全体の 42.2% (対前年比 1.7 ポイント増加)

※ 日本私立学校振興・共済事業団調べ(1. は平成 29 年度、2. は 27 年度のデータ)

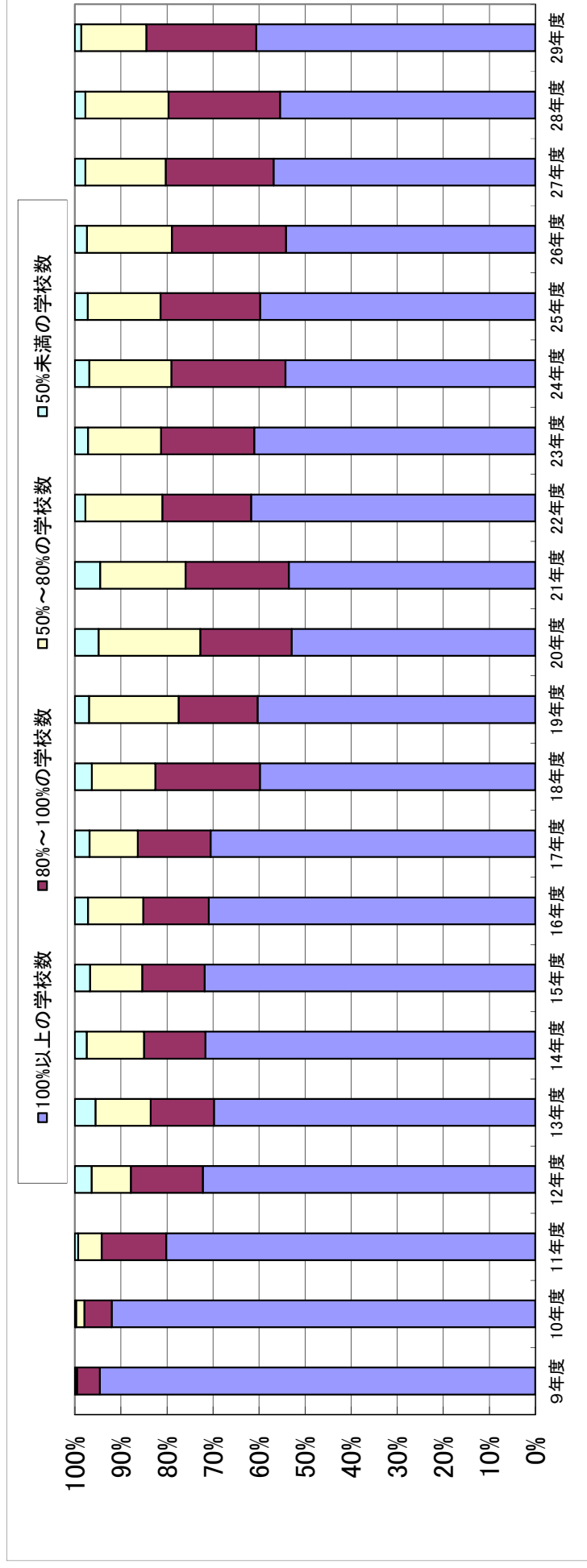
私立大学の入学定員充足状況

区分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
大 学 数	425	439	450	471	493	508	521	533	542	550	559	565	570	569	572	577	576	578	579	577	581
100%以上の 学校数	402	404	361	340	344	364	374	378	382	329	337	299	305	351	349	313	344	313	329	320	352
割合	94.6%	92.0%	80.2%	72.2%	69.8%	71.7%	71.8%	70.9%	70.5%	59.8%	60.3%	52.9%	53.5%	61.7%	61.0%	54.2%	59.7%	54.2%	56.8%	55.5%	60.6%
80%~100%の 学校数	21	26	63	74	68	68	71	76	86	125	96	112	128	110	116	143	125	143	136	140	139
割合	4.9%	5.9%	14.0%	15.7%	13.8%	13.4%	13.6%	14.3%	15.9%	22.7%	17.2%	19.8%	22.5%	19.3%	20.3%	24.8%	21.7%	24.7%	23.5%	24.3%	23.9%
50%~80%の 学校数	1	8	23	40	59	63	59	64	57	76	109	125	106	95	91	103	91	107	101	104	82
割合	0.2%	1.8%	5.1%	8.5%	12.0%	12.4%	11.3%	12.0%	10.5%	13.8%	19.5%	22.1%	18.6%	16.7%	15.9%	17.9%	15.8%	18.5%	17.4%	18.0%	14.1%
50%未満の 学校数	1	1	3	17	22	13	17	15	17	20	17	29	31	13	16	18	16	15	13	13	8
割合	0.2%	0.2%	0.7%	3.6%	4.5%	2.6%	3.3%	2.8%	3.1%	3.6%	3.0%	5.1%	5.4%	2.3%	2.8%	3.1%	2.8%	2.6%	2.2%	2.3%	1.4%

入学定員未充足校	23	35	89	131	149	144	147	155	160	221	222	266	265	218	223	264	232	265	250	257	229
割合	5.4%	8.0%	19.8%	27.8%	30.2%	28.3%	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%	46.5%	38.3%	39.0%	45.8%	40.3%	45.8%	43.2%	44.5%	39.4%

充足率80%以上校	423	430	424	414	412	432	445	454	468	454	433	411	433	461	465	456	469	456	465	460	491
割合	99.5%	97.9%	94.2%	87.9%	83.6%	85.0%	85.4%	85.2%	86.3%	82.5%	77.5%	72.7%	76.0%	81.0%	81.3%	79.0%	81.4%	78.9%	80.3%	79.7%	84.5%

(注)大学数に、学生募集停止中の学校、株式会社が設置する学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



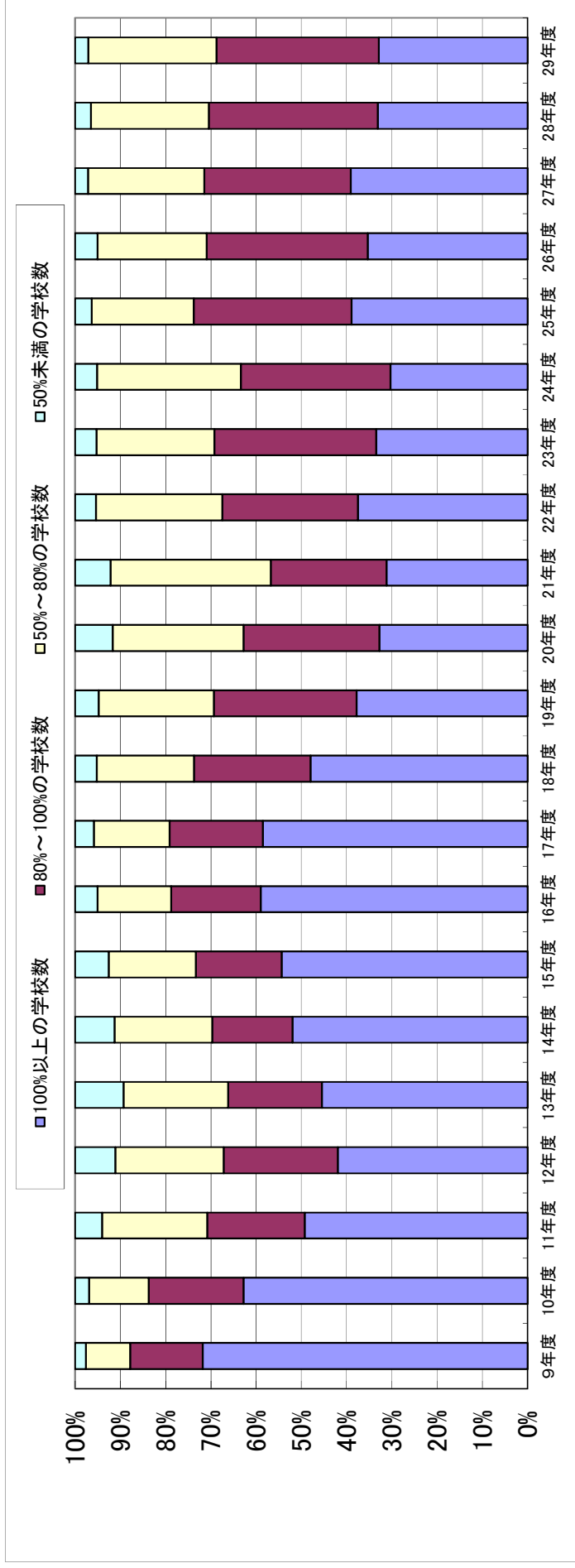
私立短期大学の入学定員充足状況

区分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
短期大学数	493	486	469	460	449	435	416	400	383	373	365	360	356	344	338	330	324	320	315	311	304
100%以上の学校数	354	305	231	193	204	226	226	236	224	179	138	118	111	129	113	100	126	113	123	103	100
割合	71.8%	62.8%	49.3%	42.0%	45.4%	52.0%	54.3%	59.0%	58.5%	48.0%	37.8%	32.8%	31.2%	37.5%	33.4%	30.3%	38.9%	35.3%	39.0%	33.1%	32.9%
80%～100%の学校数	79	102	101	116	93	77	79	79	79	96	115	108	91	103	121	109	113	114	102	116	109
割合	16.0%	21.0%	21.5%	25.2%	20.7%	17.7%	19.0%	19.8%	20.6%	25.7%	31.5%	30.0%	25.6%	29.9%	35.8%	33.0%	34.9%	35.6%	32.4%	37.3%	35.9%
50%～80%の学校数	48	64	109	110	104	94	80	65	64	80	93	104	126	96	88	105	73	77	81	81	86
割合	9.7%	13.2%	23.2%	23.9%	23.2%	21.6%	19.2%	16.3%	16.7%	21.4%	25.5%	28.9%	35.4%	27.9%	26.0%	31.8%	22.5%	24.1%	25.7%	26.0%	28.3%
50%未満の学校数	12	15	28	41	48	38	31	20	16	18	19	30	28	16	16	16	12	16	9	11	9
割合	2.4%	3.1%	6.0%	8.9%	10.7%	8.7%	7.5%	5.0%	4.2%	4.8%	5.2%	8.3%	7.9%	4.7%	4.7%	4.8%	3.7%	5.0%	2.9%	3.5%	3.0%

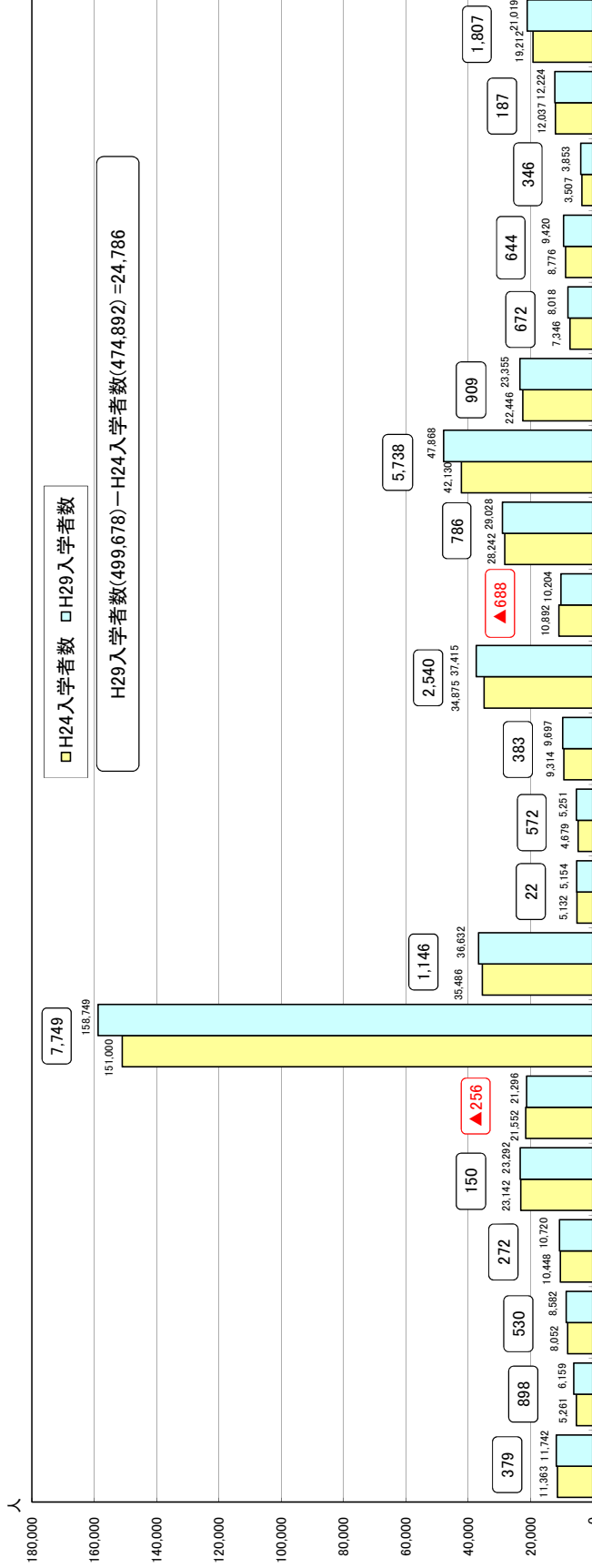
入学定員未充足校	139	181	238	267	245	209	190	164	159	194	227	242	245	215	225	230	198	207	192	208	204
割合	28.2%	37.2%	50.7%	58.0%	54.6%	48.0%	45.7%	41.0%	41.5%	52.0%	62.2%	67.2%	68.8%	62.5%	66.6%	69.7%	61.1%	64.7%	61.0%	66.9%	67.1%

充足率80%以上校	433	407	332	309	297	303	305	315	303	275	253	226	202	232	234	209	239	227	225	219	209
割合	87.8%	83.7%	70.8%	67.2%	66.1%	69.7%	73.3%	78.8%	79.1%	73.7%	69.3%	62.8%	56.7%	67.4%	69.2%	63.3%	73.8%	70.9%	71.4%	70.4%	68.8%

(注)短大数に、学生募集停止中の学校、株式会社が設置する学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



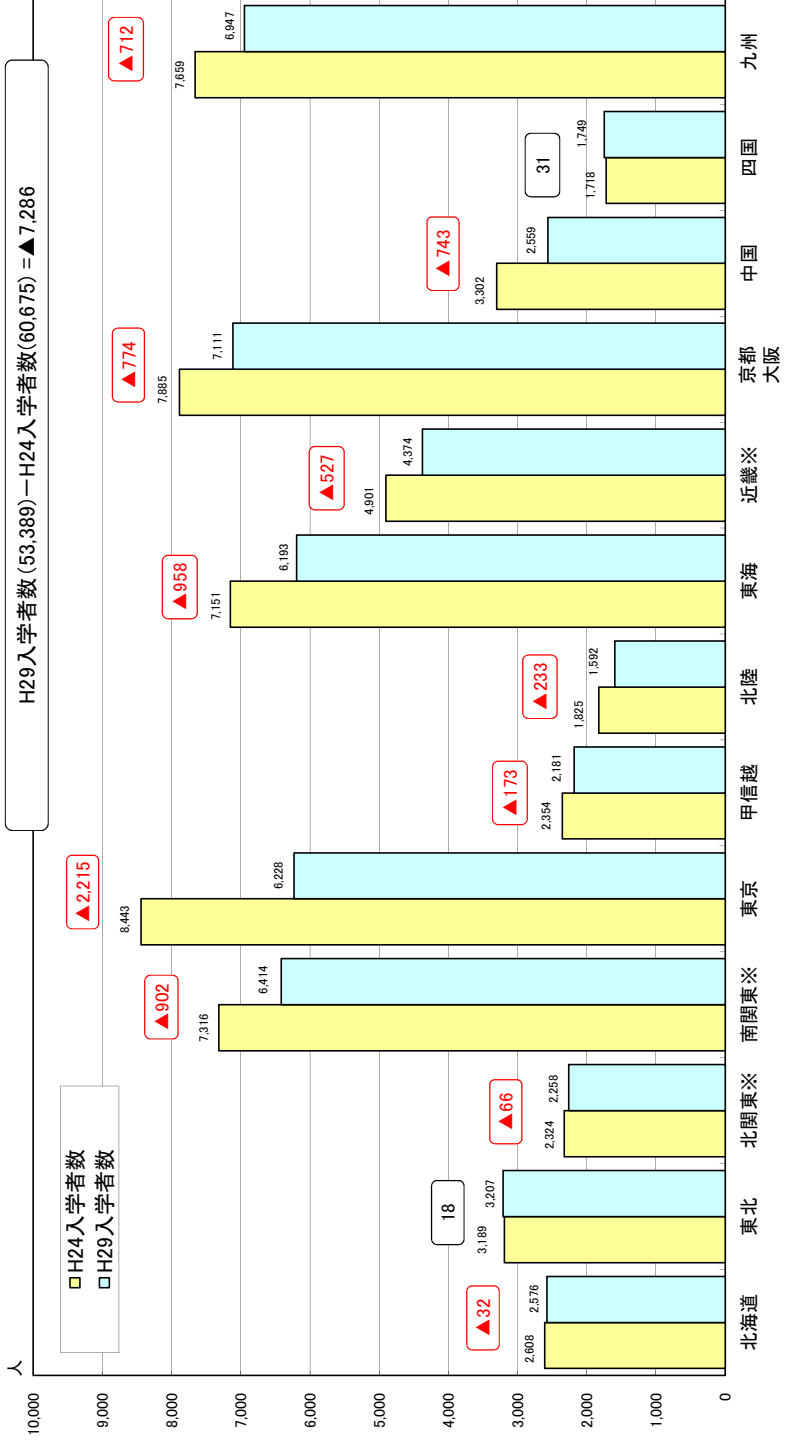
地域別の入学者数(5年前との比較、私立大学)



	合計		都市部		地方	
H29学部数	60	74	1,288	455		
H24学部数	62	70	1,179	439		
学部増減	-2	4	109	16		
H29入学定員	11,845	19,634	393,314	84,353		
H24入学定員	11,823	19,068	371,125	84,665		
入定増減	22	566	22,189	-312		
H29入学者数	11,742	21,019	416,656	83,022		
H24入学者数	11,363	19,212	394,913	79,979		
H24年度比	103.3%	109.4%	105.2%	103.8%		
H29充足率	99.1%	104.6%	105.9%	98.4%		
H24充足率	96.1%	104.2%	106.4%	94.5%		
H24年度比	3.0%	6.3%	-0.5%	4.0%		

※東北(青森、岩手、秋田、山形、福島)、関東(茨城、栃木、群馬)、甲信越(新潟、山梨、長野)、北陸(富山、石川、福井)、東海(岐阜、静岡、三重)、近畿(滋賀、奈良、和歌山)、中国(鳥取、島根、岡山、山口)、九州(佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)

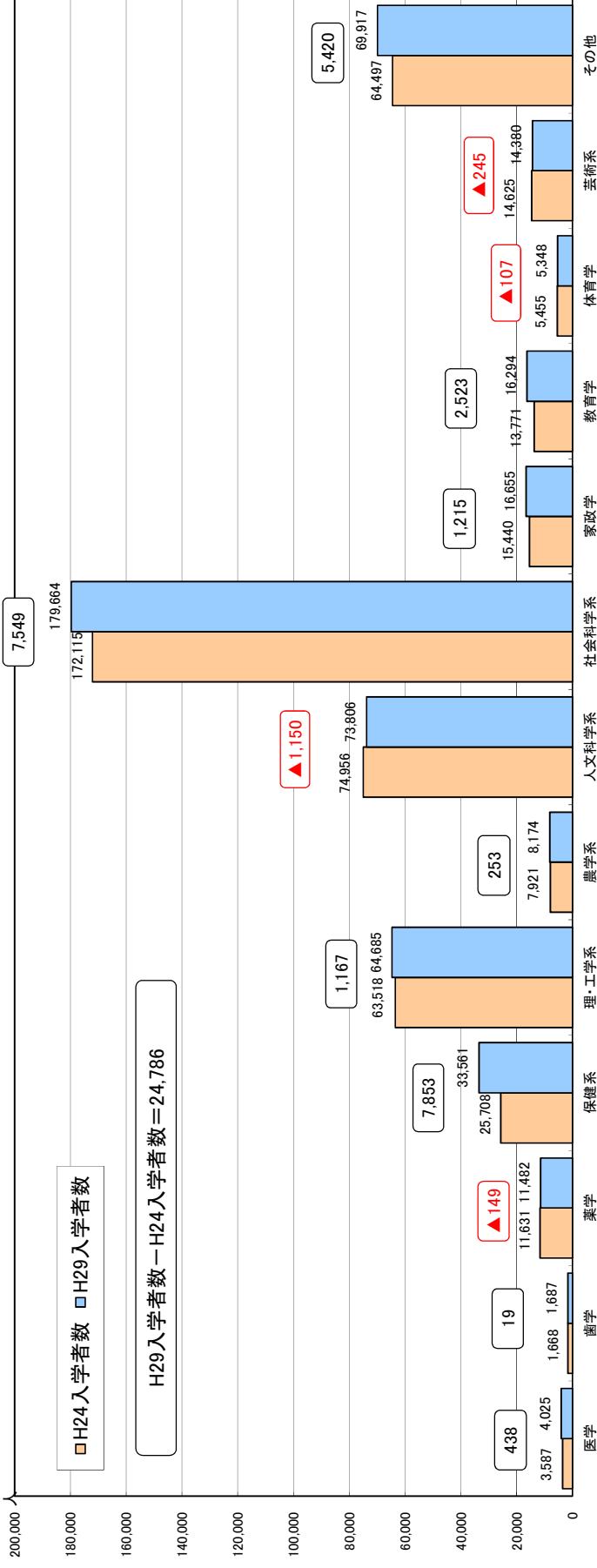
地域別の入学者数(5年前との比較、私立短期大学)



	北海道	東北	北関東※	関東東※	東京	甲信越	北陸	東海	近畿※	京都大阪	中国	四国	九州	合計	都市部	地方
H29学科数	30	42	24	52	54	26	18	67	47	62	36	28	80	566	116	450
H24学科数	34	41	25	59	69	26	20	75	49	76	46	28	94	642	145	497
学部増減	-4	1	-1	-7	-15	0	-2	-8	-2	-14	-10	0	-14	-76	-29	-47
H29入学定員	2,835	3,775	2,656	7,075	6,290	2,465	1,780	7,155	5,030	7,310	2,985	1,990	7,770	59,116	13,600	45,516
H24入学定員	3,125	3,700	2,840	7,815	9,039	2,570	1,950	8,195	5,240	9,345	3,870	2,070	9,160	68,919	18,384	50,535
入定増減	-290	75	-184	-740	-2,749	-105	-170	-1,040	-210	-2,035	-885	-80	-1,390	-9,803	-4,784	-5,019
H29入学者数	2,576	3,207	2,258	6,414	6,228	2,181	1,592	6,193	4,374	7,111	2,559	1,749	6,947	53,389	13,339	40,050
H24入学者数	2,608	3,189	2,324	7,316	8,443	2,354	1,825	7,151	4,901	7,885	3,302	1,718	7,659	60,675	16,328	44,347
H24年度比	98.8%	100.6%	97.2%	87.7%	73.8%	92.7%	87.2%	86.6%	89.2%	90.2%	77.5%	101.8%	90.7%	88.0%	81.7%	90.3%
H29充足率	90.9%	85.0%	85.0%	90.7%	99.0%	88.5%	89.4%	86.6%	87.0%	97.3%	85.7%	87.9%	89.4%	90.3%	98.1%	88.0%
H24充足率	83.5%	86.2%	81.8%	93.6%	93.4%	91.6%	93.6%	87.3%	93.5%	84.4%	85.3%	83.0%	83.6%	88.0%	88.5%	87.8%
H24年度比	7.4%	-1.2%	3.2%	-3.0%	5.6%	-3.1%	-4.2%	-0.7%	-6.6%	12.9%	0.4%	4.9%	5.8%	2.3%	9.3%	0.2%

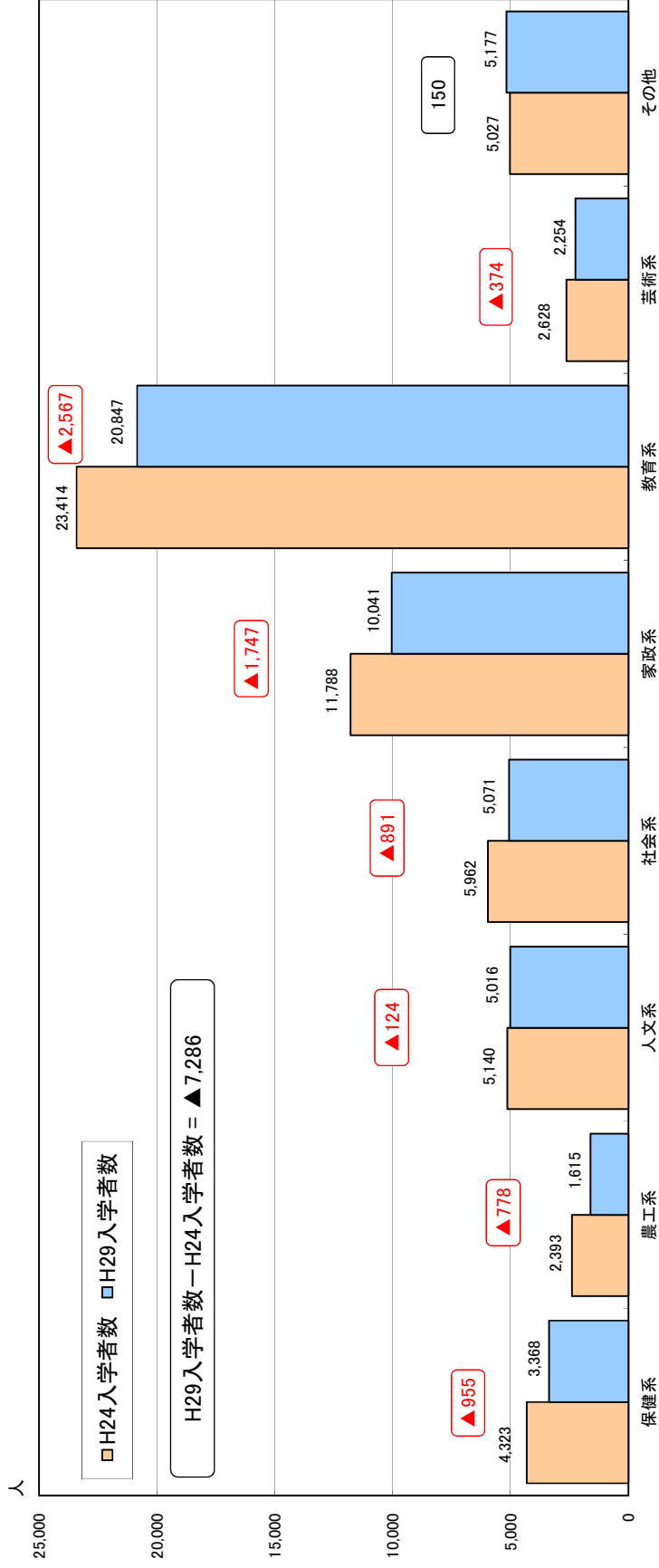
※北関東は、茨城、栃木、群馬県をいう。南関東は、埼玉、千葉、神奈川県をいう。近畿は、兵庫、滋賀、奈良、和歌山県をいう。

学部系統別の入学者数(5年前との比較、私立大学)



学部数	31	17	57	209	149	18	240	515	77	91	10	56	273	1,743
入定充足率	100.7%	81.8%	99.7%	102.2%	105.0%	105.6%	105.6%	106.9%	98.2%	102.5%	108.2%	101.4%	102.8%	104.6%
(24年度)	101.0%	80.6%	100.4%	109.8%	107.2%	113.8%	105.8%	101.9%	104.8%	108.0%	120.1%	95.1%	104.4%	104.2%
志願者割合	2.9%	0.2%	2.6%	4.6%	17.9%	2.2%	14.3%	36.6%	2.0%	2.7%	0.4%	1.1%	12.3%	100.0%
(24年度)	2.7%	0.2%	2.6%	4.3%	17.3%	2.3%	15.8%	35.4%	2.3%	3.0%	0.5%	1.3%	12.4%	100.0%
入学者数	4,025	1,687	11,482	33,561	64,685	8,174	73,806	179,664	16,655	16,294	5,348	14,380	69,917	499,678
入学者割合	0.8%	0.3%	2.3%	6.7%	12.9%	1.6%	14.8%	36.0%	3.3%	3.3%	1.1%	2.9%	14.0%	100.0%
24年度入学者数	3,587	1,668	11,631	25,708	63,518	7,921	74,956	172,115	15,440	13,771	5,455	14,625	64,497	474,892
24年度割合	0.8%	0.4%	2.4%	5.4%	13.4%	1.7%	15.8%	36.2%	3.3%	2.9%	1.1%	3.1%	13.6%	100.0%
24年度比	112.2%	101.1%	98.7%	130.5%	101.8%	103.2%	98.5%	104.4%	107.9%	118.3%	98.0%	98.3%	108.4%	105.2%

学科系統別の入学者数(5年前との比較、私立短期大学)



学科数	41	21	50	69	119	194	29	43	566
入定充足率	96.5%	85.2%	104.4%	88.3%	87.0%	89.3%	87.9%	90.5%	90.3%
(24年度)	103.0%	81.5%	77.7%	79.4%	83.5%	99.0%	73.4%	79.7%	88.0%
志願者割合	7.3%	3.3%	11.9%	10.1%	18.2%	35.2%	3.7%	10.3%	100.0%
(24年度)	10.1%	4.4%	9.3%	8.8%	18.9%	35.8%	3.4%	9.3%	100.0%
入学者数	3,368	1,615	5,016	5,071	10,041	20,847	2,254	5,177	53,389
入学者割合	6.3%	3.0%	9.4%	9.5%	18.8%	39.0%	4.2%	9.7%	100.0%
24年度入学者数	4,323	2,393	5,140	5,962	11,788	23,414	2,628	5,027	60,675
24年度割合	7.1%	3.9%	8.5%	9.8%	19.4%	38.6%	4.3%	8.3%	100.0%
24年度比	77.9%	67.5%	97.6%	85.1%	85.2%	89.0%	85.8%	103.0%	88.0%

私立大学・短大・高校の収支状況(経年の推移)

○大学の収支状況

(単位:億円)

年 度		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
集計学校数	a	校 561	校 572	校 577	校 586	校 579	校 592	校 588	校 591	校 592	校 596
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	31,950	32,336	32,394	32,379	32,449	33,599	32,946	33,156	33,234	33,540
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	28,808	29,762	30,748	30,307	30,382	32,097	30,921	31,371	31,450	32,371
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	3,142	2,573	1,646	2,072	2,067	1,502	2,025	1,785	1,784	1,169
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	9.8%	8.0%	5.1%	6.4%	6.4%	4.5%	6.1%	5.4%	5.4%	3.5%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	校 179	校 194	校 229	校 230	校 227	校 250	校 208	校 215	校 219	校 243
割合	g=f÷a	31.9%	33.9%	39.7%	39.2%	39.2%	42.2%	35.4%	36.3%	37.0%	40.8%

○短期大学の収支状況

(単位:億円)

年 度		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
集計学校数	a	校 404	校 380	校 376	校 371	校 358	校 353	校 335	校 337	校 333	校 324
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	2,700	2,530	2,326	2,201	2,098	2,200	1,940	1,961	1,941	1,875
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	2,701	2,589	2,451	2,330	2,181	2,147	1,985	1,996	1,939	1,934
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	▲ 1	▲ 59	▲ 125	▲ 129	▲ 83	53	▲ 45	▲ 35	2	▲ 59
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	▲0.0%	▲2.3%	▲5.4%	▲5.9%	▲4.0%	2.4%	▲2.3%	▲1.8%	0.1%	▲3.2%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	校 212	校 203	校 227	校 223	校 207	校 193	校 189	校 170	校 187	校 184
割合	g=f÷a	52.5%	53.4%	60.4%	60.1%	57.8%	54.7%	56.4%	50.4%	56.2%	56.8%

○高等学校の収支状況

(単位:億円)

年 度		18	19	20	21	22	23	24	25	26	(注1)27
集計学校数	a	校 1,290	校 1,273	校 1,272	校 1,279	校 1,244	校 1,263	校 1,266	校 1,286	校 1,288	校 730
帰属収入	b	10,221	10,051	9,896	9,891	9,808	10,087	10,173	10,384	10,848	5,833
消費支出	c	10,188	10,129	10,068	9,832	9,619	9,953	9,899	10,109	10,294	5,381
帰属収支差額	d=b-c	33	▲ 78	▲ 172	59	189	134	274	275	554	452
帰属収支差額比率	e=d÷b	0.3%	-0.8%	▲1.7%	0.6%	1.9%	1.3%	2.7%	2.6%	5.1%	7.7%
帰属収支差額が マイナスの学校数	f	校 670	校 701	校 693	校 625	校 578	校 599	校 546	校 553	校 521	校 544/1,290
割合	g=f÷a	51.9%	55.1%	54.5%	48.9%	46.5%	47.4%	43.1%	43.0%	40.5%	42.2%

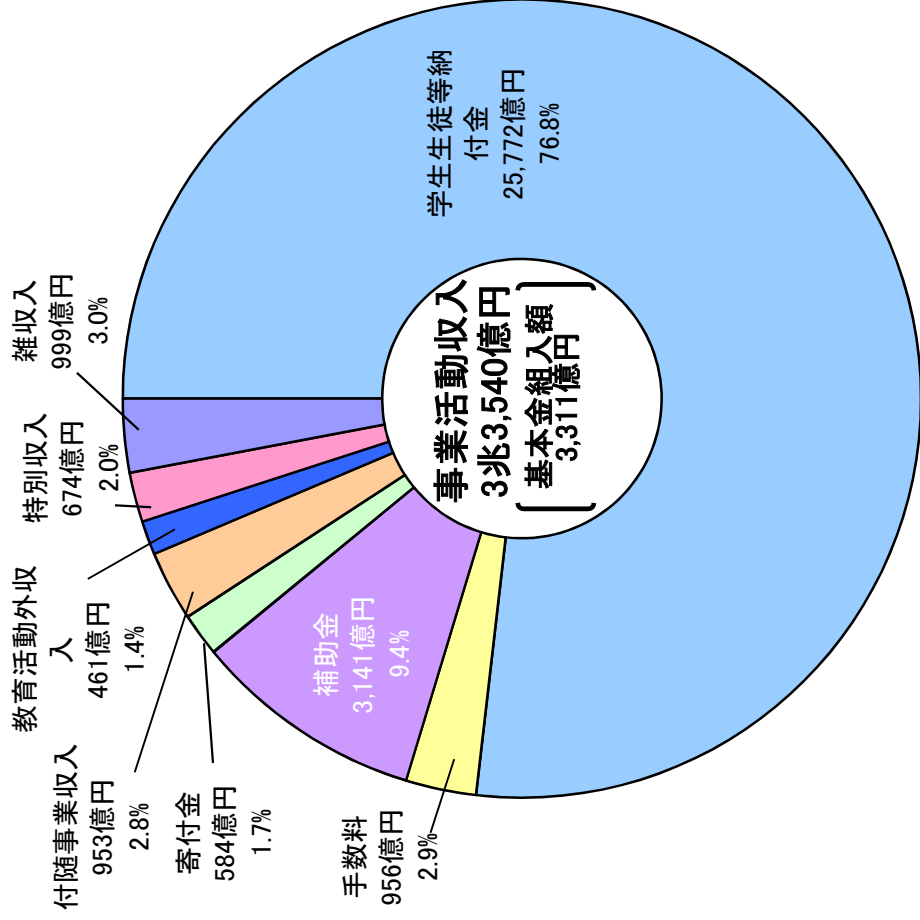
○ 事業活動収支差額比率(帰属収支差額比率)とは、学校法人の負債とならない収入である事業活動収入(帰属収入)から事業活動支出(消費支出)を差し引いた差額(基本金組入前当年度収支差額(帰属収支差額))が収入全体の何%に当たるかを見る比率である。

(※)出資(株式)の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上など教育研究の充実に必要な資産相当額を資本(基本金)として事業活動収入(帰属収入)の中からあらかじめ確保しなければならないため、基本金組入れ相当の基本金組入前当年度収支差額(帰属収支差額)が必要になる。

(注1)平成27年度における高等学校の収支状況については、高等学校法人が設置する部門のみの集計である。

(注2)平成27年度における高等学校の帰属収支差額比率に関する学校数及び割合には、大学法人及び短期大学法人の設置する高等学校を含めている。

私立大学の収支状況



●事業活動収入とは

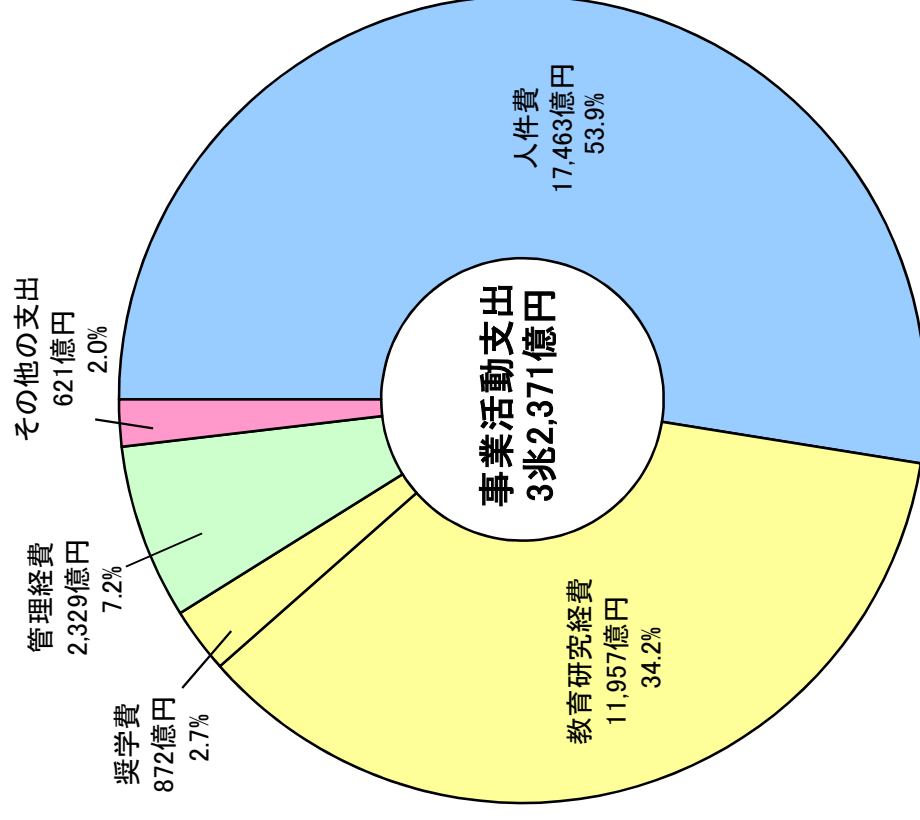
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは

国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入

※特別収入…資産売却差額、過年度修正額等の収入

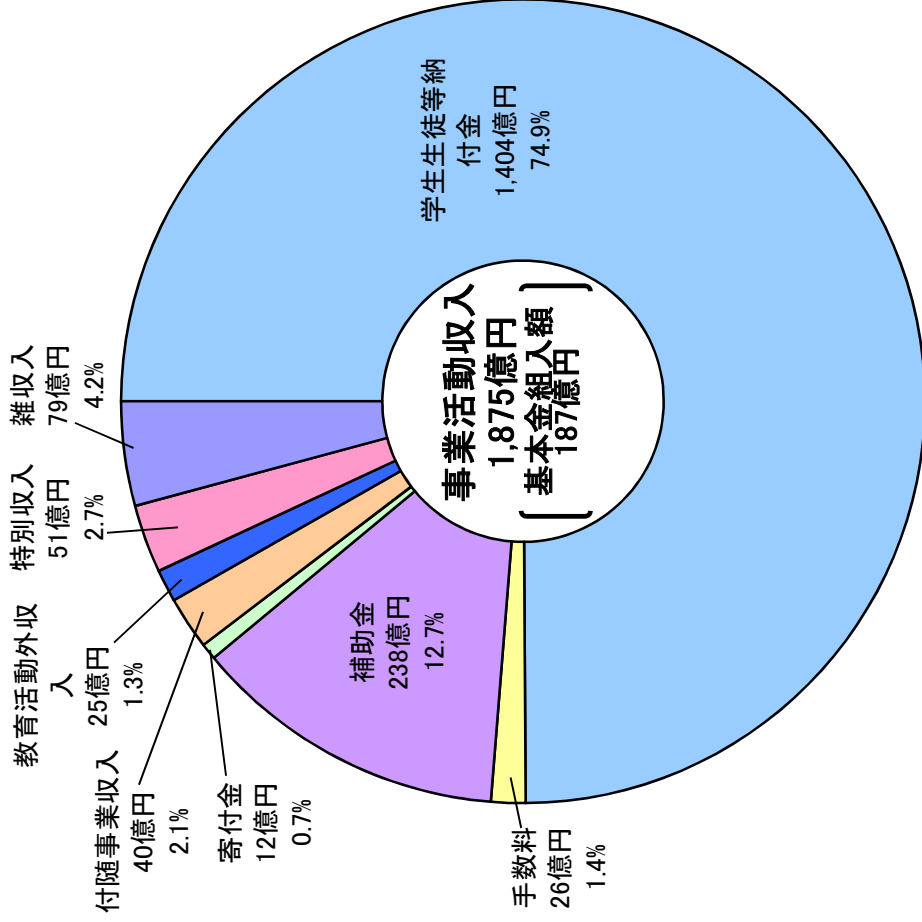


●事業活動支出とは

事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

※出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（平成28年度版）
596大学の事業活動収支計算書を集計

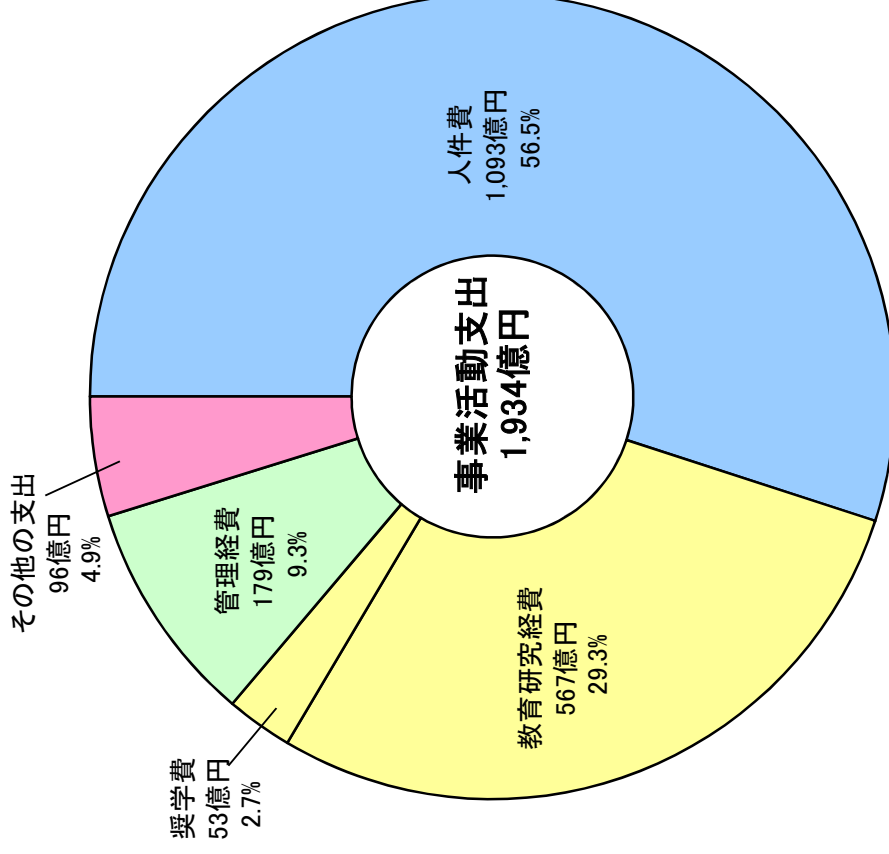
私立短期大学等の収支状況



●事業活動収入とは
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取や高度化、設備の向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本(基本金)として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入
※特別収入…資産売却差額、過年度修正額等の収入

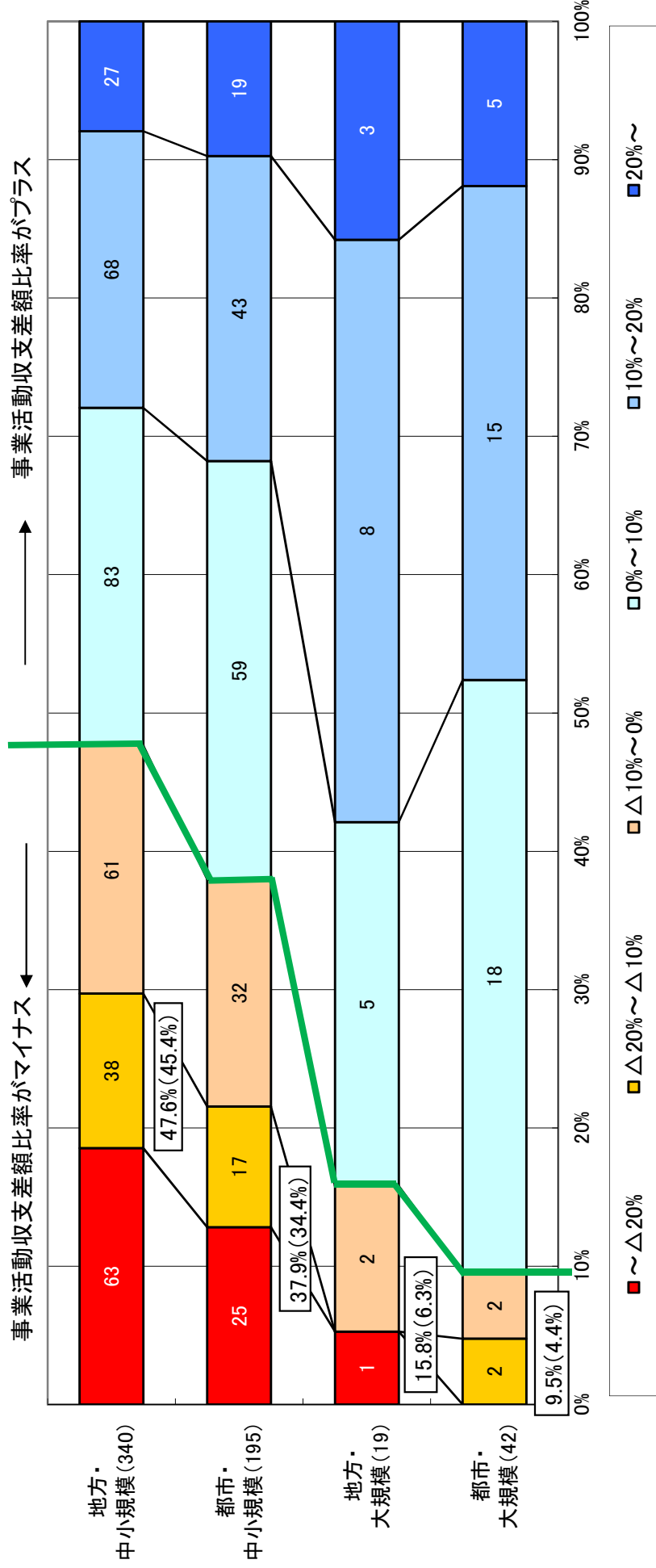


●事業活動支出とは
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出(減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む)。

※ 出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成28年度版)」
324短期大学等の事業活動収支計算書を集計

事業活動収支差額比率の大学類型別の分布

- ① 事業活動収支差額比率がマイナスとなっている大学の割合は、地方・都市とも中小規模大学で高くなっている。
- ② 一方、大規模大学では、8割以上の大学でプラスとなっている。



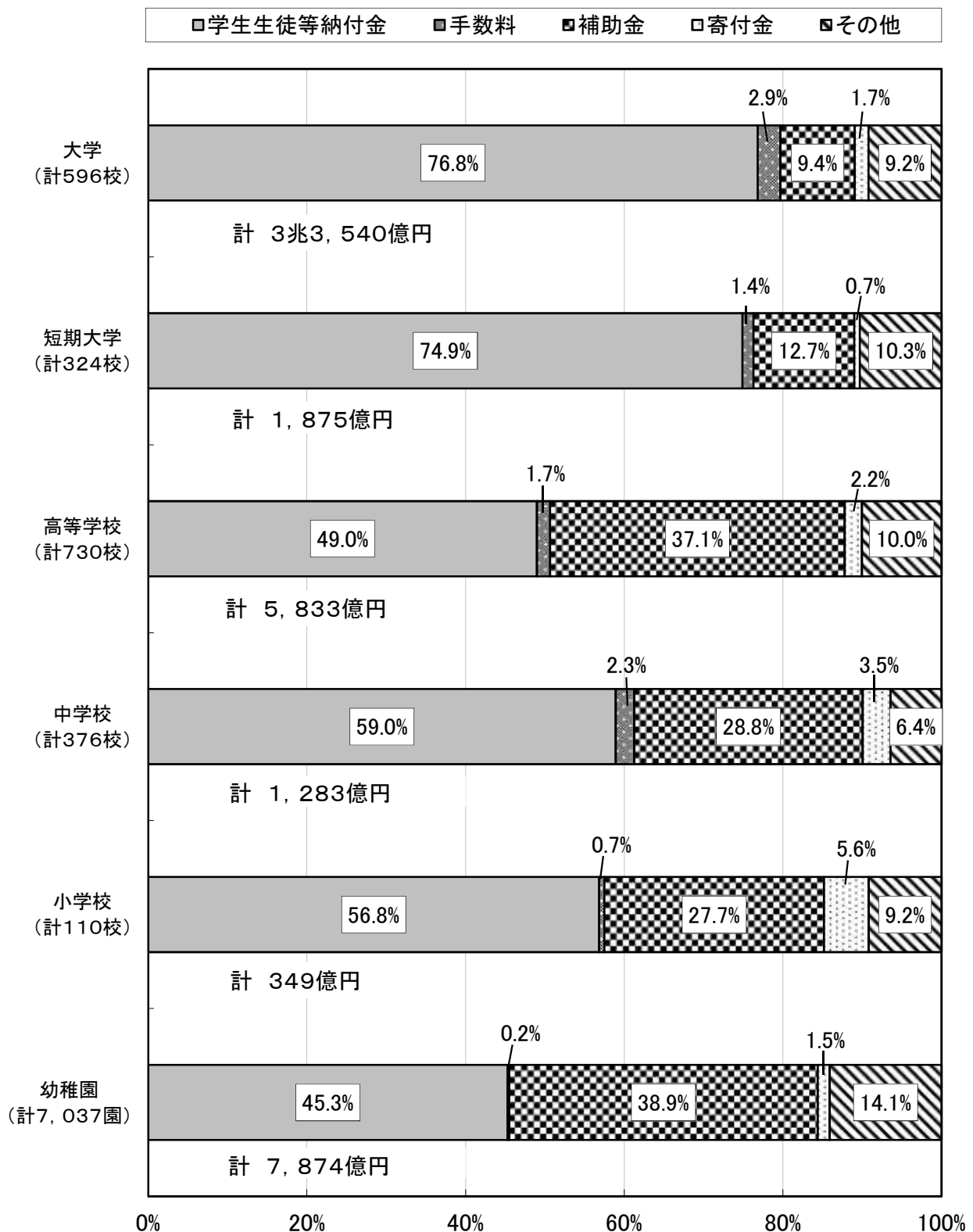
事業活動収支差額比率：事業活動収入と事業活動支出の差額(基本組入前当年度収支差額)の事業活動収入に対する比率であり、単年度の収入と支出のバランスを全体的に把握するための指標。

- ・都市：政令指定都市、東京23区
- ・地方：上記以外
- ・大規模：在籍学生数が8,000人以上
- ・中小規模：在籍学生数が8,000人未満

(なお、棒グラフ中の数字は、それぞれの範囲にある大学の数を示す)
 ※ □ () は事業活動収支差額比率がマイナスの割合で()は前年度の割合

	大学数		学生数	
	実数(校)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
地方・中小規模	340	57.0	604,065	29.5
都市・中小規模	195	32.7	414,238	20.2
地方・大規模	19	3.2	275,205	13.4
都市・大規模	42	7.1	756,460	36.9
計	596	100.0	2,049,968	100.0

私立学校の収入について



○日本私立学校振興・共済事業団調べ。

○大学・短期大学・高等学校・中学校・小学校は平成27年度決算、幼稚園は平成26年度決算の数値に基づき、各学校種の収入を合計したもの。

○補助金については、国庫補助金及び地方公共団体補助金を含む。

※高等学校・中学校・小学校は、大学・短期大学を設置している学校法人が設置する学校を除いた集計である。

「私立大学等の振興に関する検討会議 議論のまとめ」 (平成29年5月15日)について

【構成】

1. 議論のまとめの位置付け
2. 私立大学がこれまで果てしてきた役割
3. 私立大学を取り巻く状況の変化と課題
4. 今後の私立大学振興の方向性
 - (1)私立大学のガバナンスの在り方について
 - (2)私立大学の経営力の強化について
 - (3)経営困難な状況への対応について
 - (4)私立大学の財政基盤の在り方について
 - (5)私学助成の充実、仕組み等の再構築について
5. 今後の検討及び方策の推進

「議論のまとめ」について①（私立大学を取り巻く状況の変化と課題）

【近年の社会経済の変化】

- 人口の減少
- 経済社会のグローバル化の進展、産業構造、就業構造の変化
- 経済的格差の拡大、貧困問題の顕在化
- 世界的な学術研究の進展 など

【課 題】

- 18歳人口の急減期を迎えるに当たり、厳しい環境に備え、各大学の経営力を強化するとともに、教育と研究の質を不断に向上させる取り組みを通じ、学生・保護者はもとより地域・社会の信頼と支援を得ていくことが重要。
- 社会からの信頼と理解を得ていくためには、学校法人の運営についてこれまで以上の適正と透明性を確保するとともに、財務情報を含めた情報公開を一層進め、積極的に私立大学の役割と活動を発信していくことにより、社会に対する説明責任を果たしていく必要がある。

「議論のまとめ」について②（今後の私立大学振興の方向性）

（1）私立大学のガバナンスの在り方について

学校法人の管理運営制度の改善について

平成16年の私学法改正により、理事会の設置等をはじめとして、理事・監事・評議員会の権限・役割分担を明確化



制度が想定している機能を十分には活用できているとは言えない状況も存在



学校法人制度の根幹である理事会・評議員会・監事制度については、
まずは本来期待されているそれぞれの役割が十分に果たされるよう、その機能の活性化を図ることが必要
その上で、透明性あるガバナンスが担保されるよう、改善を図っていくことが必要

「議論のまとめ」について③（今後の私立大学振興の方向性）

学校法人の管理運営制度の改善について

【理事・理事会】

- 理事会機能の実質化・実効性を確保することが必要
- 経営サイドと教学サイドが連携し、経営情報を教職員と共有することが必要
- 理事の善管注意義務や法人・第三者に対する損害賠償責任を明確化 など

【評議員・評議員会】

- 評議員会機能の実質化及びチェック機能を充実する
 - 評議員の適切な人選、監事の選任や理事・監事の報酬基準の策定プロセスへの関与の深化等
- 評議員の善管注意義務等についてもその権限に応じて明確化

【会計監査人】

- 会計監査人による監査について、私立学校振興助成法から私立学校法への根拠の変更

「議論のまとめ」について④（今後の私立大学振興の方向性）

学校法人の管理運営制度の改善について

【監事】

- 理事及び理事会並びに理事長等の業務執行者への牽制機能の実効性を確保する。
 - ・監事監査基準・同規則等の作成
 - ・重点監査項目等を盛り込んだ具体的な監査計画の作成
 - ・充実した監査報告書の作成
 - ・重要会議への出席のルール化
 - ・監事の業務の支援体制の充実
 - ・違法行為差止請求権の付与
 - ・職務対象の明確化
 - ・職責に応じた適切な報酬の支給や常勤化に向けた検討 等
- 監事の善管注意義務や法人・第三者に対する損害賠償責任を明確化する。

「議論のまとめ」について⑤（今後の私立大学振興の方向性）

教学ガバナンスについて

- 学長選考方法を再点検し、主体的な判断により見直すことが求められる。
- 教授会について、法律の趣旨に反しないよう、「権限と責任」が一致する適切なガバナンスを目指す必要がある。

情報公開の推進について

- 財産目録、貸借対照表、収支計算書等について、制度上も利害関係人への閲覧開示の対象から広く一般国民への公開の対象とする。
- 寄附行為、役員名簿、役員報酬基準等についても公開の対象とすることについて検討すべき。

大学の自主的なガバナンスの一層の向上について

- 上場企業における「コーポレートガバナンス・コード」のように、私学団体や文科省が協力して、ガバナンスの在り方のガイドラインや留意すべき点等を示し、各学校法人における自主的な取組を促進することもきわめて有効。

「議論のまとめ」について⑥（今後の私立大学振興の方向性）

（2）私立大学の経営力の強化について

中長期的なビジョンの策定と実現に必要な取組について

各法人の強み・弱みを踏まえ、中長期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な将来ビジョンの検討・策定が必要。

大学間連携等の促進について

- 大学コンソーシアム等の大学間連携の一層の推進が必要。
- 複数大学が協力した授業や学生の募集、施設設備・調達・事務処理等の共同化等を促進し、効果的・効率的な学校運営を可能としていくことが必要
- 地元自治体や産業界等と大学がプラットフォームを形成。
- 一定の独立性を保ちつつ緩やかに連携し、規模のメリットを活かすことができる経営の幅広い連携・統合の在り方、国公私の設置者の枠を超えた連携・協力の在り方、事業譲渡的な承継方法など、各私立大学の建学の精神の継承に留意しつつ、より多様な連携・統合の方策について検討していく必要がある。

「議論のまとめ」について⑦（今後の私立大学振興の方向性）

（3）経営困難な状況への対応について

- 18歳人口の大幅な減少期を迎え、経営力の強化に最大限の取組を行うこととした場合においてもなお、経営困難な状況に陥る学校法人が生ずることは避けられないものと考えられる。
- 私立大学の自主性・自律性に配慮しつつも、国民が安心して高等教育を受けるためには、学校法人が経営破綻に陥らないよう、経営悪化傾向にある学校法人に対し、経営状況をよりきめ細かく分析した上で、早期の適切な経営判断が行われるよう支援し、状況に応じてさらに踏み込んだ指導・助言を行うことが必要である。
- 学校法人の経営破綻に際しては、学生の修学の継続をどのように保障するかが最も重要な点であり、私立大学があらかじめ相互に連携し、緊急時に学生を受け入れる相互扶助の仕組みや、払い込んだ授業料に関して学生に優先して返還される仕組み、転学支援の在り方等についても早急な検討と具体化が必要である。

「議論のまとめ」について⑧（今後の私立大学振興の方向性）

（4）私立大学の財政基盤の在り方について

財政基盤の多元化による強化の在り方について

- 増加する教育研究経費を現役の学生の負担に大きく依存する構造から、効率的な運営を基本として、大学間連携を含め広く学内外の資源を活用しつつ、社会全体で大学を支える構造への転換が必要。
- 私立大学の資源を活用しつつ、社会全体のイノベーションを加速するため、私立大学への研究資金の充実も必要。研究支援体制の強化を含めてさらなる全学的な取組の強化が求められる。
- 多角的な財政基盤を確立するため、同窓のネットワークの強みを生かした寄付金募集の促進や資産の有効活用が必要。寄せられた寄付金についても、他国の制度や事例も参考としながら、リスクへ十分に配慮しつつ、資産運用等による効果的な活用が重要。
- 産学連携については、共同研究・受託研究等において、研究者個人対組織（企業）の関係から、組織対組織への発展を図り、産業界からの一層の支援を獲得することが必要。
- 地元自治体や産業界等と私立大学がプラットフォームを形成した上で、地域の高等教育に関する中長期計画の策定や地域政策と連動した産学連携など、密接に連携する取組を支援することが重要。

「議論のまとめ」について⑨（今後の私立大学振興の方向性）

（5）私学助成の充実、仕組み等の再構築について

経営基盤の充実した私立大学を形成するとともに教育研究の質の向上や高等教育へのアクセス格差を是正するため、私学助成において、私立大学の多様性・重層性が一層発揮されるよう、今後以下のような見直しの方向性を中心に検討

- ① 教育研究の質の向上に向けた取組の一層の強化・促進
- ② 教育研究の成果の可視化
- ③ 社会の多様なニーズを踏まえた大胆かつ機動的な改革の促進
- ④ 自らの強みや特色の重点化に向けた支援
- ⑤ 各大学や関係機関等との連携の促進
- ⑥ 地域に貢献する私立大学の支援
- ⑦ 学生の経済的負担の軽減

学校法人運営調査委員制度の概要

<目的>

学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導、助言を行い、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的とする。(昭和59年度設置)

○ 運営調査の方法等

- (1) 学校法人ごとに学校法人運営調査委員及び事務官をもって書類審査、実地調査等の方法により実施
- (2) それら運営調査事項を踏まえ、学校法人運営調査委員会を開催し、必要に応じて指導、助言すべき事項を当該学校法人に対して通知

○ 運営調査事項

- (1) 学校法人の管理運営の組織及びその活動状況に関すること
役員、評議員の就任状況、理事会、評議員会の開催・審議状況 等
- (2) 学校法人の財務に関すること
経年的財務状況、会計処理状況、収益事業の実施状況 等
- (3) その他学校法人の業務の執行状況等に関すること
業務の執行状況、経営方針、設置している大学等の教育等の状況 等

○ 運営調査対象法人

平成28年度は50法人について実地調査を実施
平成29年度についても50法人程度に実地調査を予定

○ 学校法人運営調査委員の構成

私立学校関係者、公認会計士、弁護士、マスコミ関係者等の学校法人制度に詳しい35人の委員に委嘱

学校法人経営に係る文部科学省の取組

◆ 学校法人運営調査

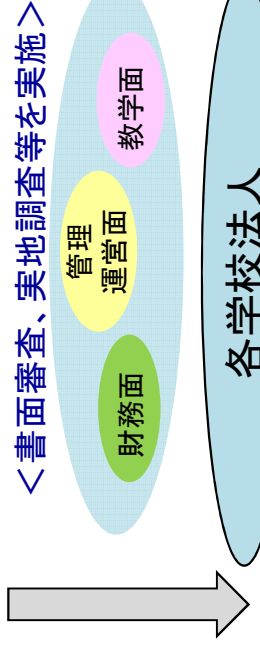
学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導、助言を行い、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的とし、昭和59年より実施。2020年までの間を「私立大学等経営強化集中支援期間」と位置付け、平成27年度より制度の一層の充実を図っている。

・文部科学省組織規則(抄)(平成13年文部科学省令第1号)
第45条 高等教育局に、科学官、視学委員及び学校法人運営調査委員を置くことができる。
4 学校法人運営調査委員は、命を受けて、文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営について特に指定された事項に関する調査、指導及び助言に当たる。

・H27より委員を増員
30→35名

※参考：委員構成
・私学理事(長)、学長／経験者
・弁護士
・公認会計士
・研究者／教授
・行政経験者
・民間経験者(マスコミ、ジャーナリスト等)

学校法人運営調査委員



指導・助言

指導・助言に対する
改善状況報告

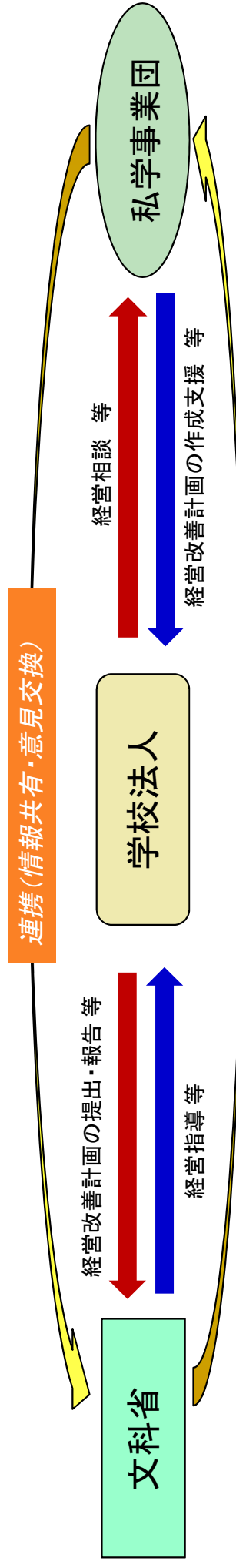
・H27より調査校数を拡充
年間30→50法人程度

対象：全文部科学省所轄学校法人
制度発足以来、延べ約1200法人に調査を実施

2020年までに全学校法人の約半数に実施予定

◆ 経営状況の改善・指導

経営状況が特に厳しいと認められる学校法人に対しては、経営改善計画(5か年)に基づく経営改善状況の報告を求めるとともに、ヒアリング等を通じて個別に指導を継続。



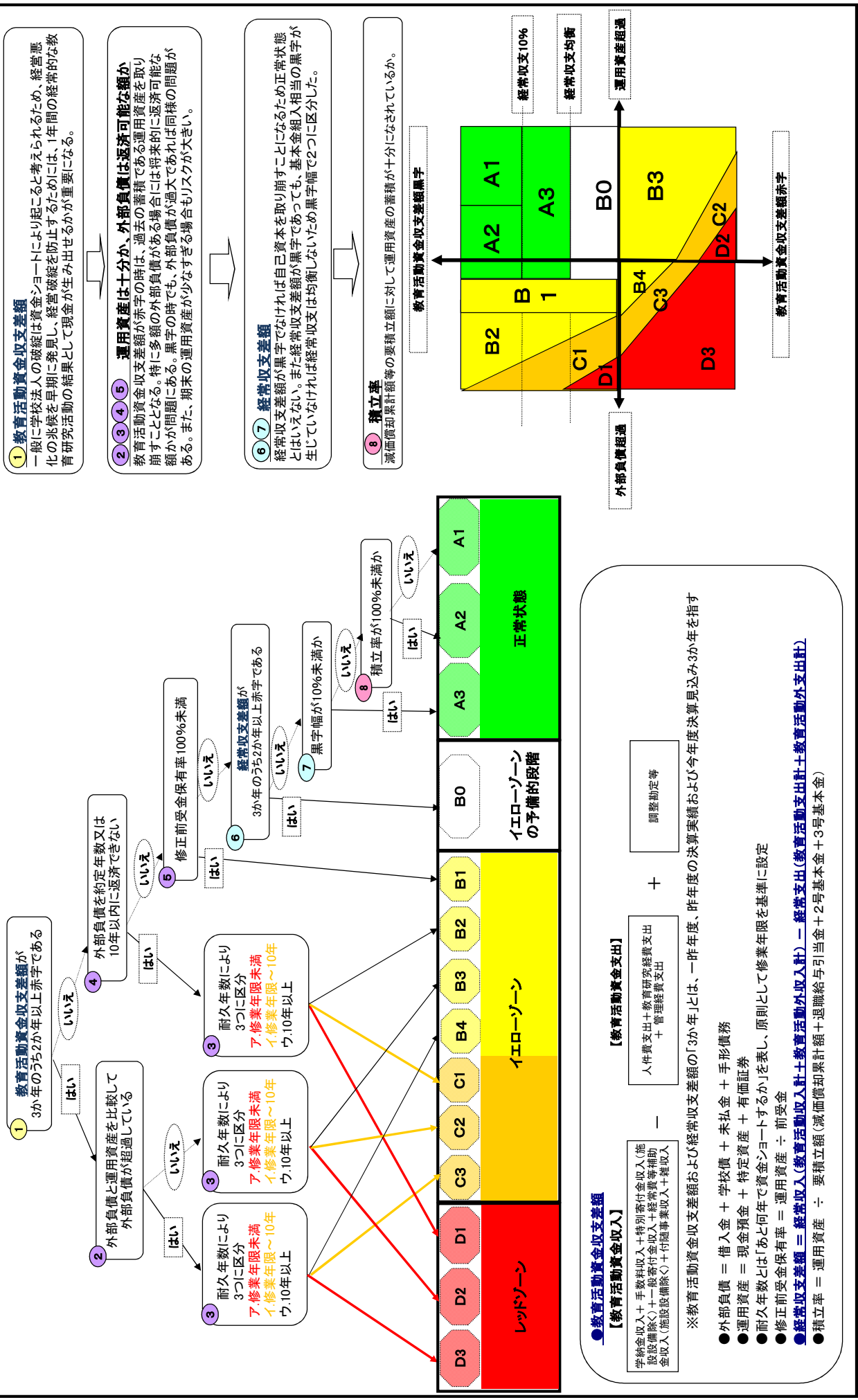
近年の学校法人運営調査における主な指摘事項

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)
管理運営組織	監事	監事による教学面を含めた業務監査の充実
		監事の監査を支援するための事務体制の整備
	役員報酬	役員退職金支給規程の整備
		役員報酬規程の整備
		役員報酬規程において、支給額の算定方法を明確にすること
	理事会 /評議員会	評議員会における評議員の出席率の改善
		理事会における理事の出席率の改善
		理事会・評議員会の欠席時に意思表示を行うことのできる書面に改めること
	理事/評議員	理事の欠員補充
		評議員の欠員補充
		理事・評議員の選任手続きを適切に行うこと
	備え付け /届出	文部科学大臣に対する役員変更届出を速やかに行うこと
		会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書の作成及び備え付け
		学校法人設立時の財産目録の備え付け
	規程	学校法人会計基準の改正を踏まえた規程の見直し・改正
		諸規程の整備
・情報公開に関する規程		
・公益通報に関する規程		

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)
財務	資産運用	資産運用に関する規程の整備
		資産運用に関する規程の見直しを含め、適切な改善を図ること
	収益事業	収益事業の再開等その在り方について法人内で検討し、必要に応じて寄付行為の変更を検討すること
	基本金	基本金の組入処理は組入計画に基づき正しく行うこと
	予算	予算について適切な会計処理を行うこと
	経営改善計画	経営改善計画の作成及び着実な実施等による経営基盤の安定確保
教学	学生確保 /定員管理	設置する学校の学生確保に向けた対応策を立案し着実に実施
		定員の見直しの検討
		定員管理の適正化、定員超過の改善
	中長期計画	中長期計画の作成及び着実な実施
	教員補充	専任教員の補充
	FD	大学全体としてファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の実質化
	教育体制 の配慮	募集停止をした学校(学科)において、学生の教育に支障が生じないよう教育体制の維持に配慮

定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）

※平成27年度から



経営判断指標における区分別法人数等について

●平成27決算ベースの区分（法人種は28年度時点）

項目	D3	D2	D1	C3	C2	C1	B4	B3	B2	B1	B0	A3	A2	A1	計	B1以下
大学法人 法人数	6	4	8	0	7	1	0	62	1	1	142	242	33	44	551	90
割合	1.1%	0.7%	1.5%	0.0%	1.3%	0.2%	0.0%	11.3%	0.2%	0.2%	25.8%	43.9%	6.0%	8.0%	100.0%	16.3%
短大・高専法人 法人数	2	0	1	1	3	0	0	12	2	1	33	42	5	7	109	22
割合	1.8%	0.0%	0.9%	0.9%	2.8%	0.0%	0.0%	11.0%	1.8%	0.9%	30.3%	38.5%	4.6%	6.4%	100.0%	20.2%
計 法人数	8	4	9	1	10	1	0	74	3	2	175	284	38	51	660	112
割合	1.2%	0.6%	1.4%	0.2%	1.5%	0.2%	0.0%	11.2%	0.5%	0.3%	26.5%	43.0%	5.8%	7.7%	100.0%	17.0%

●平成26決算ベースの区分（法人種は27年度時点）

項目	D3	D2	D1	C3	C2	C1	B4	B3	B2	B1	B0	A3	A2	A1	計	B1以下
大学法人 法人数	6	11	9	3	10	1	0	44	0	1	110	245	57	53	550	85
割合	1.1%	2.0%	1.6%	0.5%	1.8%	0.2%	0.0%	8.0%	0.0%	0.2%	20.0%	44.5%	10.4%	9.6%	100.0%	15.5%
短大・高専法人 法人数	3	0	2	1	4	1	0	11	0	0	26	42	13	10	113	22
割合	2.7%	0.0%	1.8%	0.9%	3.5%	0.9%	0.0%	9.7%	0.0%	0.0%	23.0%	37.2%	11.5%	8.8%	100.0%	19.5%
計 法人数	9	11	11	4	14	2	0	55	0	1	136	287	70	63	663	107
割合	1.4%	1.7%	1.7%	0.6%	2.1%	0.3%	0.0%	8.3%	0.0%	0.2%	20.5%	43.3%	10.6%	9.5%	100.0%	16.1%

（出典：日本私立学校振興・共済事業団調べ）

監事機能の充実強化について

1. 監事の職務について

私立学校法第37条において、監事の職務をおよそ次のとおり規定。

- (1) 学校法人の業務を監査すること。
- (2) 学校法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) (4)の報告のため必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2. 監事機能の充実強化について

監事監査は、法人運営の悪い部分を粗探しされてしまうものではなく、監事から適切なアドバイスをもらい、それを法人運営に生かすためのものであることに留意が必要。また、監事機能の充実強化のためには理事長、理事や教職員等の理解と協力が不可欠。

【監事機能の充実強化のためのポイント】

○監事として適格な者を選

名誉職としての監事ではなく、知識と経験を持ち、積極的に行動する者を選ぶ。

○監事監査の重要性や監査への協力を法人内に周知

特に、教学監査の場合など、教職員の協力が必要。

○監事と理事長等との良好な関係の構築

なれ合いの関係ではなく、互いの立場を尊重した上で、何でも言い合える人間関係を構築しておくことが重要。

○監事の業務や責任に応じた報酬の支払い

無給で何もしない監事ではなく、しっかり仕事をしてもらい、それに見合った報酬を支払う。

○監事の常勤化

監事監査の重要性から、できる限り常勤化。

3. 教学面の監査について

学校法人の業務の監査の監査は経営面に限定されるものではなく、教学的な面についても学校法人の経営に関する問題であることから学校法人の業務として監査の対象。(ただし、個々の教員の教育・研究内容に立ち入ることは適当でない。)

【参考1】

「大学のガバナンス改革の推進について」(審議まとめ)
(平成26年2月12日 中央教育審議会大学分科会)(抄)

<大学のガバナンス改革の推進について>

7. 監事の役割の強化

- 監事は、単に財務や会計の状況だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、学長の選考方法や大学内部の意思決定システムをはじめとした大学ガバナンス体制等についても監査することが必要である。監事が各々のキャリアの強みを生かしつつ、広範な業務に取り組むことができるよう、そうした役割を担うにふさわしい監事を、広く学外を含めて求めることが重要である。
- 監事がこうした役割を果たしていくためには、重要な会議への出席、事務局からの資料提出、情報提供、内部監査組織の充実など様々な観点からのサポート体制の整備とともに、大学の規模等に応じて、できる限り常勤の監事を配置するように努めていくべきである。

【参考2】

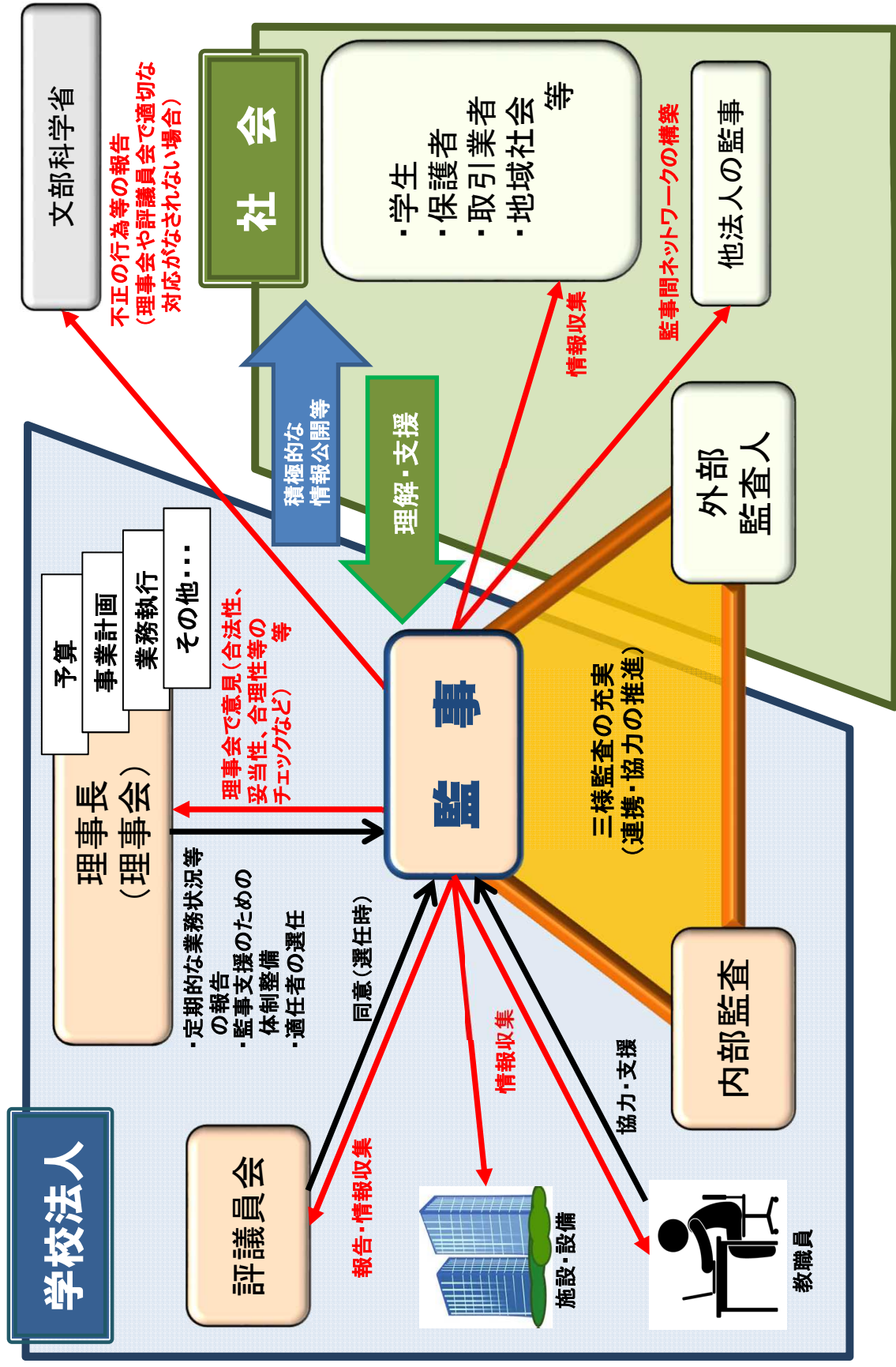
「私立大学等の振興に関する検討会議」(議論のまとめ)
(平成29年5月15日)(抄)

<学校法人の管理運営制度の改善について>

(監事)

- 理事及び理事会並びに理事長等の業務執行者への牽制機能の実効性を確保する。
 - ・ 監事監査基準・同規則等の作成
 - ・ 重点監査項目等を盛り込んだ具体的な監査計画の作成
 - ・ 充実した監査報告書の作成
 - ・ 重要会議への出席のルール化
 - ・ 監事の業務の支援体制の充実
 - ・ 違法行為差止請求権の付与
 - ・ 職務対象の明確化
 - ・ 職責に応じた適切な報酬の支給や常勤化に向けた検討 等
- 監事の善管注意義務や法人・第三者に対する損害賠償責任を明確化する。

監事への期待



学校法人の届出・証明等の概要

1 届出を要するもの

学校法人の運営において、役員をはじめ様々な変更等が生じます。そのうち、法令により所轄庁に届け出ることとされるものがあります。

文部科学大臣が所轄庁の学校法人については、次の事項が該当しますので、遺漏のないよう手続きを行ってください。

事 項	根 拠 法 令	担当係
1 役員（理事・理事長・監事）の変更	私立学校法施行規則第13条	総括係
2 資産総額の変更	私立学校法施行規則第13条	総括係
3 理事長（又は代表権のある理事）の住所・氏名の変更	私立学校法施行規則第13条	総括係
4 仮処分による役員の職務執行停止、その変更、取消し	私立学校法施行規則第13条	総括係
5 校地・校舎等の変更	学校教育法施行規則第2条及び第6条	総括係

2 申請により証明書を交付するもの

学校法人に対しては、次のような税について非課税措置が講じられています。当該措置を受けるには、所轄庁が交付する証明書が必要となります。

校地・校舎等の登録免許税 寄附金に係る所得税、法人税、相続税

事 項	根 拠 法 令	担当係
6 校地・校舎等の使用（取得）証明	登録免許税法第4条第2項	総括係
7 特定公益増進法人の証明	所得税法施行規則第47条の2及び法人税法施行規則第24条	財務調査係
8 相続税非課税対象法人の証明	租税特別措置法施行規則第23条の3	財務調査係

3 特別代理人の選任

学校法人と理事等との間で、利益が相反する事項については、特別代理人を選任する必要があります。

事 項	根 拠 法 令	担当係
9 特別代理人選任について	私立学校法第40条の5	総括係

4 届出・申請等の注意

- ① 各届出・申請等には、事務担当者連絡票（担当者（部署・氏名）・電話番号・FAX番号・Eメールアドレスを記入したもので、様式は任意で構いません。）を末葉に添付してください。
- ② 届出・申請等の書類は、とじ込み表紙及び間紙等を装丁する必要はありません。
- ③ 関係資料の用紙の大きさは、各届出及び申請の項で特に指示のある場合を除き、日本工業規格A4判縦型としてください。

5 学校法人の届出・申請の手引き

- ① 各届出・申請等の実務の参考として、特に留意すべき事項等をまとめた「学校法人の届出・申請の手引」を作成しています。
実際の届出・申請に当たっては、本手引を確認し、関係法令や通知等を十分理解の上、手続をしてください。
不明な点がありましたら、担当係へ照会してください。
- ② 本手引及び届出・申請様式は文部科学省ホームページに掲載しています。
(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/008/001.htm)
文部科学省ホームページトップ>教育>大学・短大・専門教育>私立学校の振興
>学校法人の各種申請手続き>学校法人の届出・申請の手引き

届出・申請に関する主な注意点（Q & A）

【役員変更届に関するもの】

NO	Q	A
1	就任日を過去に遡らせることはできますか？	就任日を過去に遡らせることはできません。
2	理事長が理事の職を重任した場合、引き続き理事長となることはできますか？	理事としての任期が満了し、引き続き同一人物が理事の職を重任した場合、理事長の任期も一度満了したと考えますので、理事長の重任の手続が必要です。
3	理事長を重任した場合、登記をする必要はありますか？	登記をする必要があります。
4	学長理事・校長理事などの職務理事が学長・校長として再任された場合、理事として重任の届出をする必要はありますか？	学長・校長としての任期が満了し、引き続き同一人物が学長・校長に再任された場合、理事の任期も一度満了したと考えますので、理事の重任の届出が必要です。
5	監事の選任について、評議員会の同意の前に理事長が選任しても良いですか？	私立学校法第38条第4項により、評議員会の同意を得た後に理事長が選任しなければなりません。

【校地・校舎の変更の届出及び使用証明に関するもの】

NO	Q	A
1	登録免許税の非課税証明は、どの程度の期間で交付されるのですか？	書類・資料の不備・不明点等がなくなったと確認できてから約1か月を要します。（税制上の優遇措置として公正な取扱いが求められるものであり、事実関係を十分確認する必要がありますので、十分な余裕をもって申請してください。）
2	学生休息地・遊歩道も校地になりますか？	基本的には校地として取り扱われます。ただし、必要以上に広大な土地である場合や、単なる遊休地である場合、将来の校舎整備のためのつなぎ的使用にすぎない場合、実体の伴わない課税逃れの校地算入である場合等には校地として認められません。
3	学生に人気のある外食企業に食堂を委託したいのですが、その食堂の敷地や建物は校地・校舎として取り扱われますか。	食堂等の営業を民間委託する場合は、真に学生の福利厚生を目的とした施設である場合（計画、契約の内容、実情等により判断）のみ、校地・校舎として認められます。一方で、専ら営利を目的とした施設の場合や家賃収入を得る場合には、校地・校舎として認められません。

平成28年度 学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について

【調査の概要】

1 調査の目的

本調査は、文部科学大臣が所轄する学校法人について財務情報等の公開状況を把握することを目的とする。

(注) 本調査において以下のように規定する。

- ① 「財務情報等」とは、平成27年度終了後二月以内に作成した財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書（それぞれの概要を含む）及び監査報告書をいう。
- ② 「一般公開」とは、「利害関係人への閲覧」以外で、広く一般（受験生等を含む。）に対し、学校法人等のホームページへの掲載、広報誌等の刊行物（パンフレット類を含む。）への掲載等の方法により、財務情報等を公開することをいう。

2 調査の範囲

(1) 調査の状況

- ・ 大学を設置している学校法人（放送大学学園、沖縄科学技術大学院大学学園を除く）
（以下「大学法人」） … 554 法人
- ・ 大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人（以下「短大法人等」） … 109 法人
- ・ 合計 … 663 法人

(2) 回答の状況

- ・ 回答した学校法人 … 663 法人（100%）

3 調査の時点

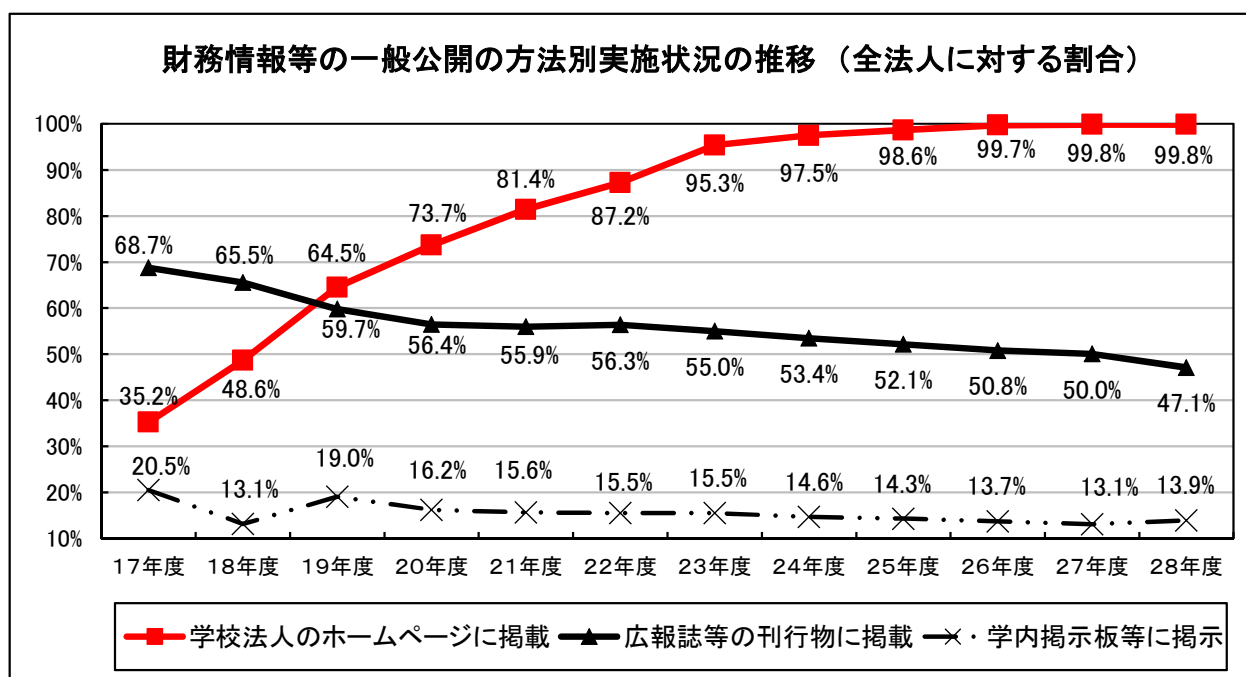
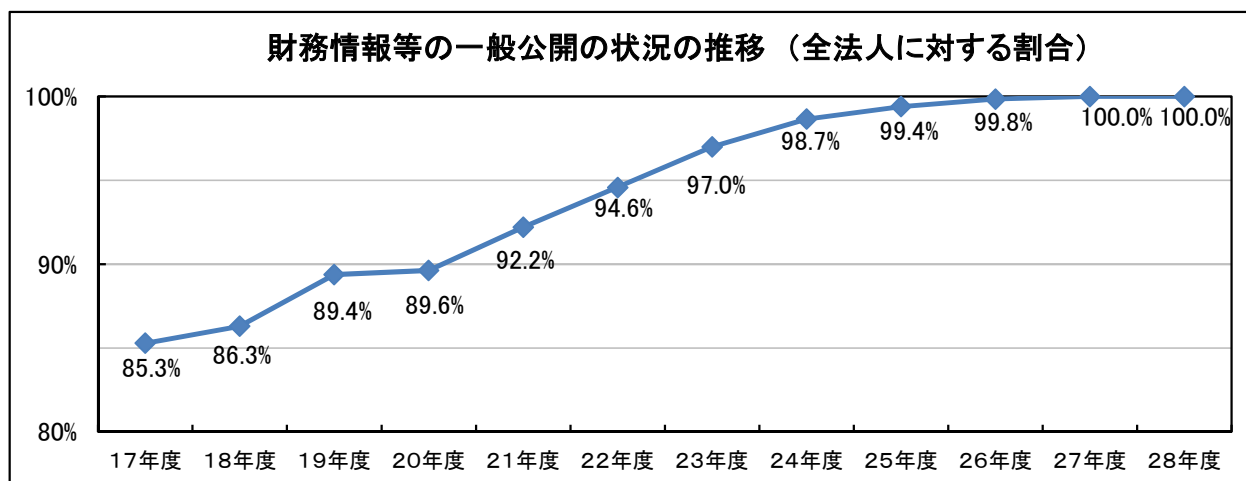
平成28年10月1日現在

【1. 財務情報等の一般公開の状況について】

(1) 一般公開の状況・方法【複数回答】

区 分		大学法人	短大法人等	合 計
全 法 人 数	平成28年度	554 (100.0%)	109 (100.0%)	663 (100.0%)
	(平成17年度)	(510) (100.0%)	(149) (100.0%)	(659) (100.0%)
一般公開を行っている法人		554 (100.0%)	109 (100.0%)	663 (100.0%)
(平成17年度)		(464) (91.0%)	(98) (65.8%)	(562) (85.3%)
公 開 方 法	学校法人のホームページに掲載	553 (99.8%)	109 (100.0%)	662 (99.8%)
	広報誌等の刊行物に掲載	281 (50.7%)	31 (28.4%)	312 (47.1%)
	学内掲示板等に掲示	69 (12.5%)	23 (21.1%)	92 (13.9%)

注：単位は法人数。（ ）内の数値は、全法人に対する割合。

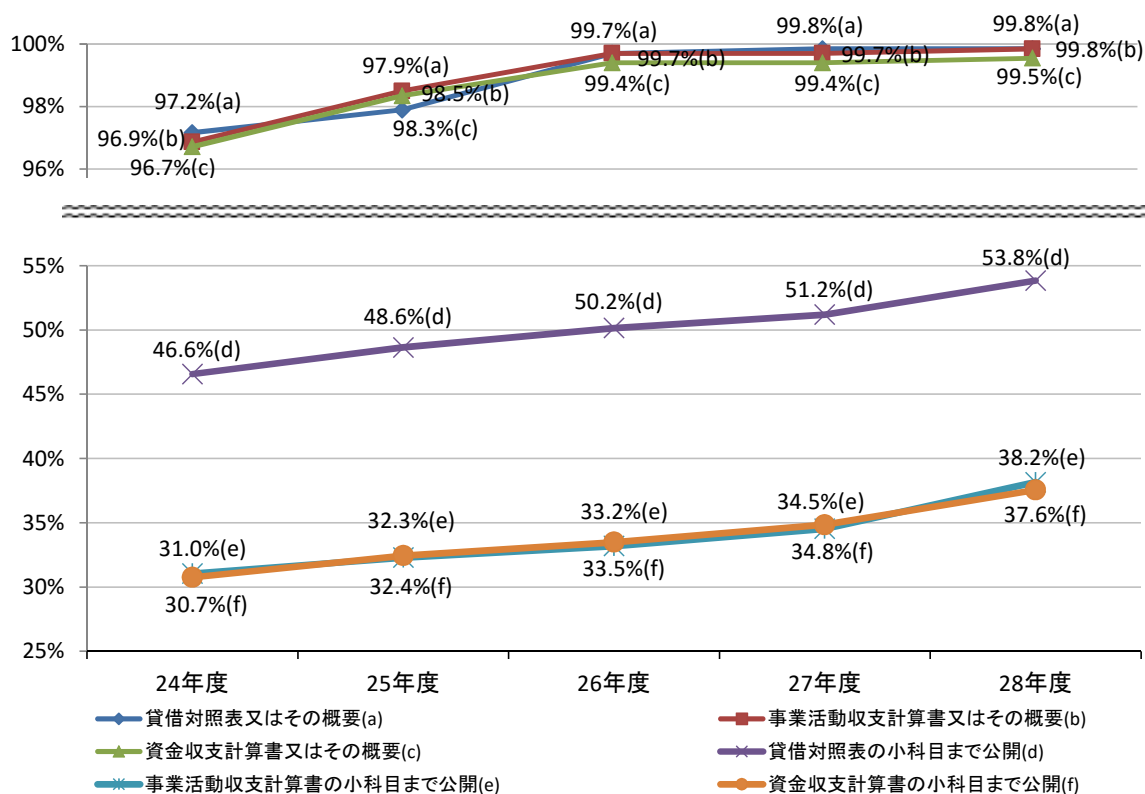


(2) 一般公開の内容（ホームページ・広報誌等の刊行物について）【複数回答】

区分	大学法人	短大法人等	合計
全法人数	554	109	663
財産目録又はその概要	547 (98.7%)	109 (100.0%)	656 (98.9%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	547 (98.7%)	109 (100.0%)	656 (98.9%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	62 (11.2%)	11 (10.1%)	73 (11.0%)
貸借対照表又はその概要	553 (99.8%)	109 (100.0%)	662 (99.8%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	553 (99.8%)	109 (100.0%)	662 (99.8%)
うち小科目まで掲載しているもの	312 (56.3%)	45 (41.3%)	357 (53.8%)
うち貸借対照表注記事項を公開しているもの	174 (31.4%)	22 (20.2%)	196 (29.6%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	260 (46.9%)	30 (27.5%)	290 (43.7%)
資金収支収支計算書又はその概要	551 (99.5%)	109 (100.0%)	660 (99.5%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	551 (99.5%)	109 (100.0%)	660 (99.5%)
うち小科目まで掲載しているもの	216 (39.0%)	33 (30.3%)	249 (37.6%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	245 (44.2%)	30 (27.5%)	275 (41.5%)
事業活動収支計算書又はその概要	553 (99.8%)	109 (100.0%)	662 (99.8%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	553 (99.8%)	109 (100.0%)	662 (99.8%)
うち小科目まで掲載しているもの	220 (39.7%)	33 (30.3%)	253 (38.2%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	263 (47.5%)	30 (27.5%)	293 (44.2%)
事業報告書又はその概要	545 (98.4%)	107 (98.2%)	652 (98.3%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	543 (98.0%)	107 (98.2%)	650 (98.0%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	69 (12.5%)	10 (9.2%)	79 (11.9%)
監事の監査報告書	545 (98.4%)	107 (98.2%)	652 (98.3%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	545 (98.4%)	107 (98.2%)	652 (98.3%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	39 (7.0%)	11 (10.1%)	50 (7.5%)

注：単位は法人数。（ ）内の数値は、全法人に対する割合。

財務書類等の一般公開(ホームページへの掲載)の内容別実施状況の推移 (全法人に対する割合)



(3) 一般公開に当たっての工夫等【複数回答】

区分		大学法人	短大法人等	合計
全法人数	平成28年度	554	109	663
	平成24年度	554	116	670
① 一般公開に当たって財務情報を分かりやすく説明するための資料を作成している法人		525 (94.8%)	98 (89.9%)	623 (94.0%)
資料の内容	財務状況を全般的に説明する資料	467 (84.3%)	78 (71.6%)	545 (82.2%)
	各科目を平易に説明する資料	442 (79.8%)	68 (58.6%)	510 (76.1%)
	経年推移の状況が分かる資料	371 (67.0%)	63 (57.8%)	434 (65.5%)
		312 (56.3%)	40 (34.5%)	352 (52.5%)
	財務比率等を活用して財務分析をしている資料	487 (87.9%)	84 (77.1%)	571 (86.1%)
		453 (81.8%)	73 (62.9%)	526 (78.5%)
	グラフや図表を活用した資料	435 (78.5%)	70 (64.2%)	505 (76.2%)
		375 (67.7%)	63 (54.3%)	438 (65.4%)
	学校法人会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料	414 (74.7%)	66 (60.6%)	480 (72.4%)
		372 (67.1%)	52 (44.8%)	424 (63.3%)
学校法人会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料	386 (69.7%)	77 (70.6%)	463 (69.8%)	
	266 (48.0%)	44 (37.9%)	310 (46.3%)	

注1：単位は法人数。()内の数値は、全法人に対する割合。

注2：各項目上段は平成28年度の法人数・割合、下段は平成24年度の法人数・割合を示す。

区分	大学法人	短大法人等	合 計
学校法人のホームページに掲載	553	109	662
② 学校法人又は大学等のホームページのトップページから財務情報のページに容易に到達できるようにしている	541 (97.8%)	107 (98.2%)	648 (97.9%)

注1：例として、トップページ又はトップページ中の「法人（大学）の概要」等に、「情報公開」や「財務情報」等の項目が設けられているなど、一般の人が容易に財務情報のページを見つけられるようになっている。

注2：単位は法人数。（ ）内の数値は、ホームページに掲載している法人に対する割合。

【2. 私立学校法第47条に基づき作成する「事業報告書」の記載内容】

【複数回答】

区分		大学法人	短大法人等	合 計	
全 法 人 数	平成28年度	554	109	663	
	平成24年度	554	116	670	
法人の概要	設置する学校・学部・学科等について	544 (98.2%)	104 (95.4%)	648 (97.7%)	
		538 (97.1%)	111 (95.7%)	649 (96.9%)	
	設置する学校・学部・学科等の入学定員について	515 (93.0%)	99 (90.8%)	614 (92.6%)	
		508 (91.7%)	105 (90.5%)	613 (91.5%)	
	設置する学校・学部・学科等の収容定員について	496 (89.5%)	102 (93.6%)	598 (90.2%)	
		480 (86.6%)	100 (86.2%)	580 (86.6%)	
	設置する学校・学部・学科等の入学者数について	413 (74.5%)	91 (83.5%)	504 (76.0%)	
		386 (69.7%)	89 (76.7%)	475 (70.9%)	
	設置する学校・学部・学科等の在籍者数について	535 (96.6%)	105 (96.3%)	640 (96.5%)	
		533 (96.2%)	111 (95.7%)	644 (96.1%)	
	理事・監事について (注3参照)	うち名簿を記載	536 (96.8%)	102 (93.6%)	638 (96.2%)
			371 (67.0%)	59 (54.1%)	430 (64.9%)
			165 (29.8%)	43 (39.4%)	208 (31.4%)
	評議員について	481 (86.8%)	90 (82.6%)	571 (86.1%)	
	教職員について	529 (95.5%)	97 (89.0%)	626 (94.4%)	
		534 (96.4%)	106 (91.4%)	640 (95.5%)	
	建学の理念・教育目標について	449 (81.0%)	79 (72.5%)	528 (79.6%)	
		415 (74.9%)	88 (75.9%)	503 (75.1%)	
法人の沿革について	466 (84.1%)	80 (73.4%)	546 (82.4%)		
	445 (80.3%)	85 (73.3%)	530 (79.1%)		

事業の概要	当該年度の事業の概要, 主な事業の目的・計画, 計画の進捗状況について	545 (98.4%)	103 (94.5%)	648 (97.7%)
		542 (97.8%)	108 (93.1%)	650 (97.0%)
	入学志願者数, 受験者数, 合格者数等の入学試験に関する状況について	312 (56.3%)	57 (52.3%)	369 (55.7%)
		296 (53.4%)	61 (52.6%)	357 (53.3%)
	教員組織, 教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関することについて	123 (22.2%)	36 (33.0%)	159 (24.0%)
		133 (24.0%)	50 (43.1%)	183 (27.3%)
	授業科目, 授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関することについて	123 (22.2%)	42 (38.5%)	165 (24.9%)
		134 (24.2%)	53 (45.7%)	187 (27.9%)
	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関することについて	102 (18.4%)	35 (32.1%)	137 (20.7%)
		103 (18.6%)	47 (40.5%)	150 (22.4%)
	授業料, 入学料その他の大学が徴収する費用に関することについて	127 (22.9%)	34 (31.2%)	161 (24.3%)
		130 (23.5%)	43 (37.1%)	173 (25.8%)
	大学が行う学生の修学, 進路選択及び心身の健康等に係る支援に関することについて	259 (46.8%)	51 (46.8%)	310 (46.8%)
		220 (39.7%)	61 (52.6%)	281 (41.9%)
	卒業者数, 修了者数, 学位授与数等の状況について	248 (44.8%)	52 (47.7%)	300 (45.2%)
		214 (38.6%)	59 (50.9%)	273 (40.7%)
	卒業・修了後の状況(就職・進学等)について	308 (55.6%)	68 (62.4%)	376 (56.7%)
		270 (48.7%)	70 (60.3%)	340 (50.7%)
今後の課題について	169 (30.5%)	40 (36.7%)	209 (31.5%)	
	160 (28.9%)	36 (31.0%)	196 (29.3%)	
区分		大学法人	短大法人等	合計
財務の概要	財務の概要を経年比較した内容について	458 (82.7%)	87 (79.8%)	545 (82.2%)
		446 (80.5%)	82 (70.7%)	528 (78.8%)
	当該年度の決算の概要について	497 (89.7%)	85 (78.0%)	582 (87.8%)
		490 (88.4%)	88 (75.9%)	578 (86.3%)
	主な財務比率について	440 (79.4%)	74 (67.9%)	514 (77.5%)
		406 (73.3%)	64 (55.2%)	470 (70.1%)
	主な施設設備の整備状況について	362 (65.3%)	61 (56.0%)	423 (63.8%)
		261 (47.1%)	53 (45.7%)	314 (46.9%)

注1：単位は法人数。()内の数値は、全法人に対する割合。

注2：各項目上段は平成28年度の法人数・割合、下段は平成24年度の法人数・割合を示す。

注3：「理事・監事について」「評議員について」の項目は平成28年度の法人数・割合。